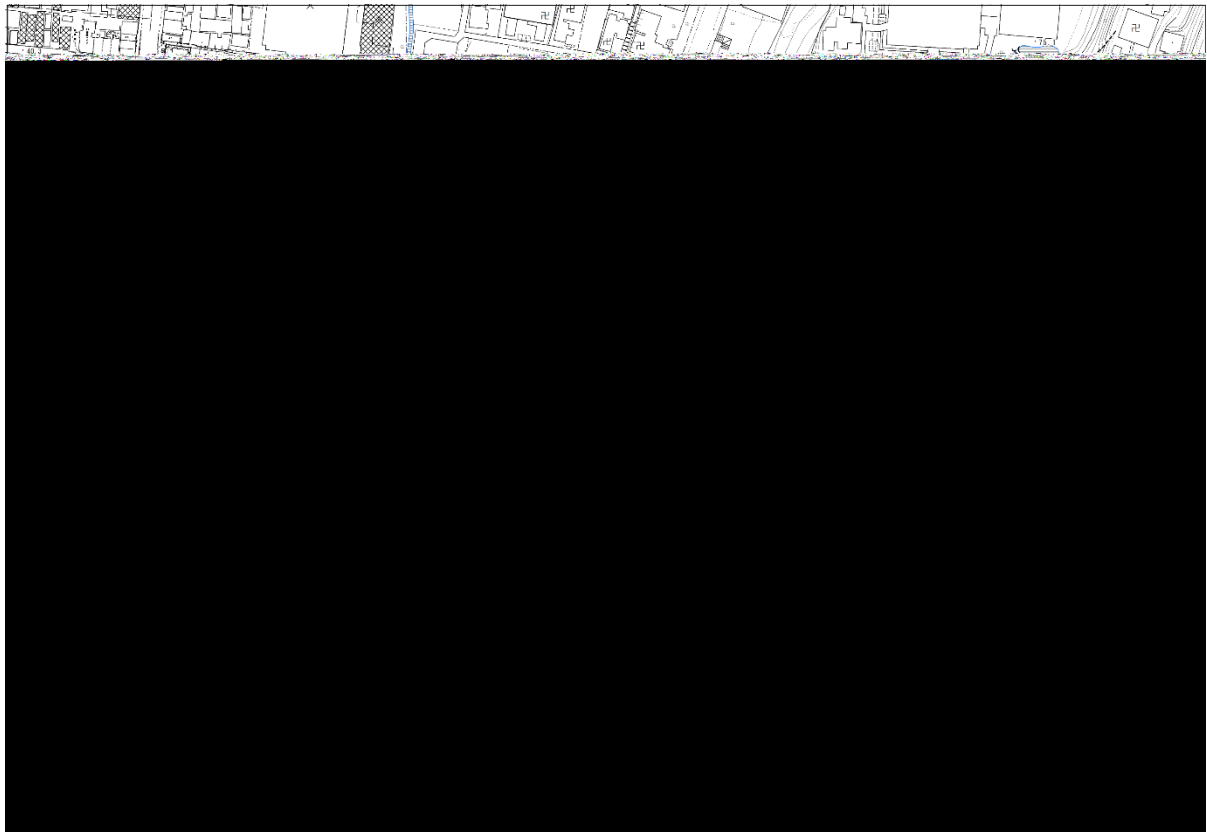


第3章 現況・課題

1 現況

1-1 土地利用

名勝指定区域の面積は 103,090 m², そのうち 86,641 m²が都市公園である。なお, 都市公園の内, 国有地(無償貸与)が 62,164 m², 市有地が 24,477 m²である。名勝指定地の土地利用状況は大半が公園であり, 一部が社寺, 便益施設に利用されている。



出典：京都市資料を基に作図

図 20 名勝円山公園, 都市公園円山公園の指定区域

1－2 関係法令

名勝円山公園指定区域及び周辺地域は、風致地区、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区、伝統的建築物群保存地区等の指定による風致景観等の保全が図られている。

（１）風致地区

名勝円山公園は、都市計画法に基づき風致地区（「東山風致地区」（約 2,577ha））に指定され、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、木竹の伐採その他の規制を行い、名勝円山公園及び周辺の風致景観を維持している。東山風致地区内において、名勝円山公園は、風致地区第１種地域（音楽堂周辺以外）と風致地区第２種地域（音楽堂周辺）に指定されており、さらに音楽堂周辺では、形態意匠等に特別に配慮が必要な地域として、一部、円山特別修景地域に指定され、地域の特性に応じた基準を設けることで、きめ細かな制限を行っている。

表 9 東山風致地区（円山公園関連部分）

良好な景観の形成に関する方針

○地区の風致特性及び維持すべき風致の内容

- ・円山公園及び八坂神社の一帯の趣のある沿道景観

円山公園及び八坂神社一帯では、青蓮院や知恩院、八坂神社及び円山公園などの変化に富む要素と東山山ろくの自然とが組み合わせられて、京都の代表的景勝地を作っている。これを取り巻く形で、神宮道を初め、蹴上から栗田・華頂などの地区や三条通周辺などの散策道沿いでは趣のある沿道景観が形成されており、これらの沿道景観の保全が重要である。また、この地域に点在する大規模建築物は、景観特性上重要な構成要素であることから、建築デザインや外構デザイン及び植栽の水準のなお一層の向上を図るものとする。

○建築物等における修景の重点

- ・円山地区の趣のある沿道景観の保全

【円山特別修景地域】

円山地区では、趣のある沿道景観を保全するため、建築物は、原則として和風外観であり、道路側に植栽、生垣、和風門、和風塀のいずれかを設けること。また、和風様式の料亭等が数多くあり、特に周辺環境との調和に留意すること。

出典：京都市風致保全計画より抜粋

（２）歴史的風土保存区域

名勝円山公園は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域として東山地区の一部に指定されている。なお、指定区域の大半が歴史的風土の保存において特に重要な地域であるとして、都市計画による歴史的風土特別保存地区に定められ、原則として現況変更行為を禁止し歴史的風土の保存を図っている。

表 10 歴史的風土保存区域 東山地区

歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱

○東山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、修学院離宮、慈照寺、南禅寺、知恩院、清水寺、円山公園等の歴史的建造物及び史跡名勝と一体となる比叡山、大文字山、稻荷山等の東山連峰の自然的環境の保存にあり、歴史的建造物、遺跡等の密集する地域については、建築物その他の工作物について制限の強化を図るとともに、新たな宅地造成等の開発規制を行い、また、優美な山容の保存のため、土地形質の変更、木竹の伐採等の規制に重点を置くものとする。

出典：京都市歴史的風土保存計画より抜粋

（３）産寧坂伝統的建造物群保存地区

名勝円山公園のうち、西行庵並びに西光院周辺を産寧坂伝統的建造物群保存地区に指定され、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市景観の整備を図っている。

表 11 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

保存地区内における建造物等の保存整備計画

○建築物等の整備にあたっては、次に掲げる当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行う。

特性

八坂ノ塔、高台寺などの由緒ある社寺建造物、江戸時代末期から大正時代にかけての京町家等、それぞれに工夫のこらされた建造物が、産寧坂、二年坂の石段、折れ曲がった石畳の坂道、緑と土塀に囲まれた道などに沿って建ち並び、全体として京都らしい伝統的なたたずまいを示している。これらの伝統的建造物群も外観のまとまり、地形の変化などにより五つの区域に分けることができる。

そのうち、高台寺表門から円山公園までの区域は、高台寺塔頭群とその土塀が緑の中につらなり、数寄屋風の茶屋や門と塀のある和風邸宅が建ち並んでいる。

○保存整備計画

- ・伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、保存整備計画に定める基準により修理を実施する。ただし、基準に規定のないものについては、その建造物固有の様式に従い修理を実施する。
- ・伝統的建造物以外の建造物については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するように保存整備計画に定める基準に準じて修景を実施する。

出典：産寧坂伝統的建造物群保存地区保存計画より抜粋



図 21 名勝円山公園 法規制状況

出典：京都市資料を基に作図

（４）都市計画区域（市街化調整区域），用途地域，高度地区

名勝円山公園は、音楽堂周辺が都市計画による市街化区域に指定されている他、その他の区域は市街化調整区域に指定され、開発行為、建築行為を原則として禁止している。なお、音楽堂周辺の市街化区域は、主に住居の環境を守るための地域として第二種住居地域に指定されている。また、同区域は、12m第二種高度地区に指定し、居住環境の保全、自然環境や歴史的環境との調和による京都の風土にふさわしい都市美の育成等を図っている。

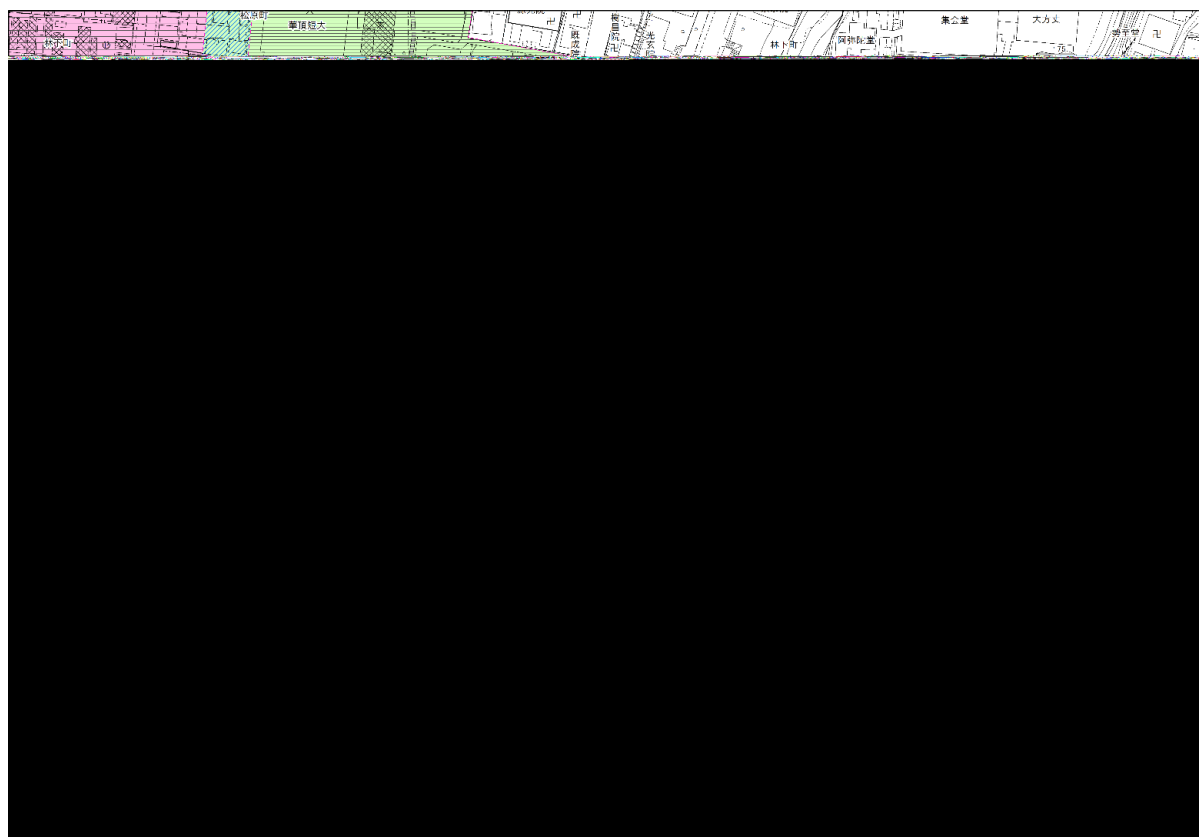


図 22 名勝円山公園 都市計画区域（市街化調整区域），用途地域，高度地区

出典：京都市資料を基に作図

種類	高度地区の制限
12m 第二種 高度地区	

※破線で示す範囲は、塔屋等の部分の高さを示しており、その高さを越える場合には、建築物の高さの最高限度から塔屋等の部分の高さを差し引き、破線部分の高さを収めたものが建築物の高さの最高限界となる。

図 23 高度地区の種別及び制限

出典：京都市都市計画局『京都市都市計画制限のあらまし』平成 23 年（2011）より抜粋

（５）屋外広告物規制区域

名勝円山公園では，昭和 31 年（1956）より屋外広告物法に基づいて制定した屋外広告物等に関する条例により，屋外広告物等の規制と誘導が図られている。具体には，名勝指定区域の一部が第 1 種地域に指定されている他，区域の大半が屋外広告物禁止区域となっている。



図 24 名勝円山公園 屋外広告物規制区域

出典：京都市資料を基に作図

（６）眺望景観保全区域（視点場：産寧坂付近の通り）

京都市は、平成 19 年（2007）に京都市眺望景観創生条例を制定し、特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的とした取組を進めている。

名勝円山公園全域が、「産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路」の眺望景観を保全するため、近景デザイン保全区域に指定されており、視点場から視認することができる建築物が優れた眺望景観を阻害しないようデザインについて基準が定められている。

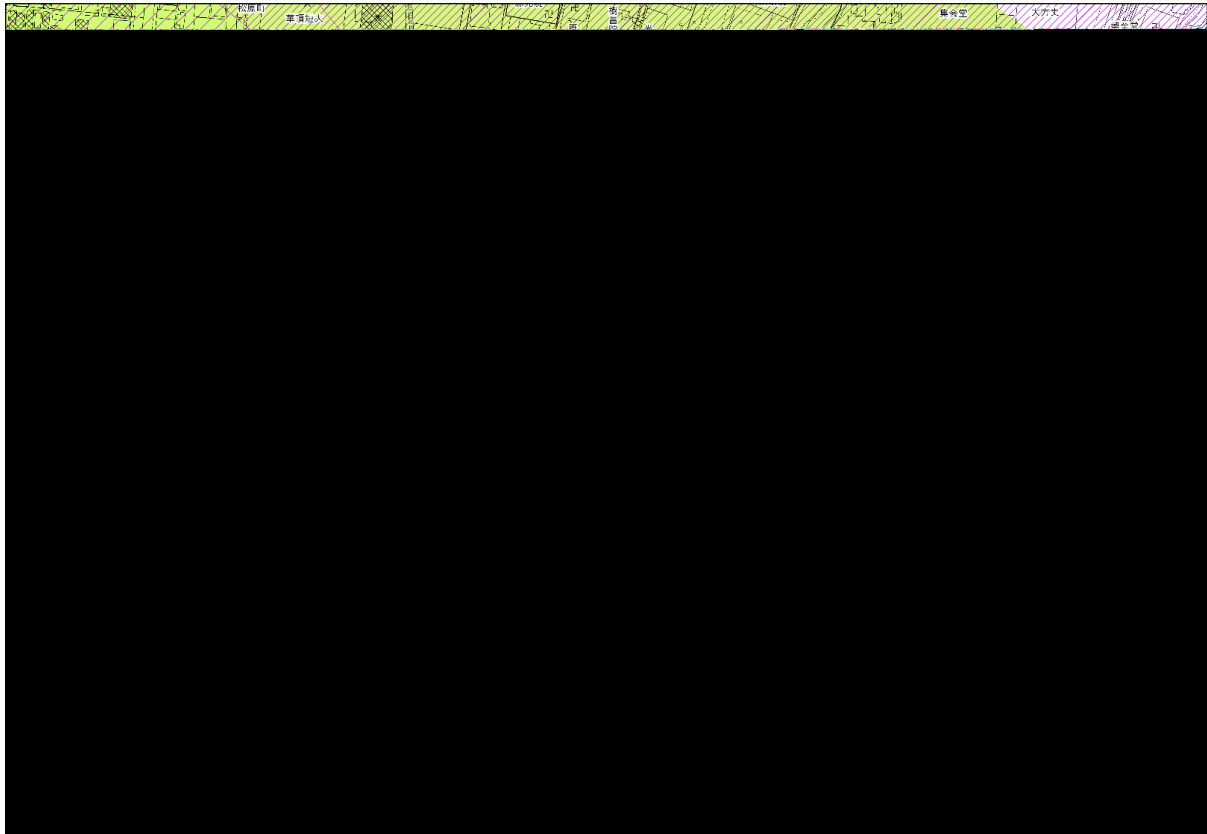


図 25 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路 近景デザイン保全区域

出典：京都市資料を基に作図

表 12 産寧坂伝統的建造物群保存地区（円山公園関連部分）

種別	視点場の位置 または範囲	眺望景観保全地域		基準
		区域の種別	区域の範囲	
通りの眺め	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路	近景デザイン保全区域 約 164.3ha	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界から水平距離 500m 以内	1 建築物等は、産寧坂沿道の伝統的建造物群及びその背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。 2 建築物等は次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （１）建築物の屋根については、以下によること。 ア 特定勾配屋根とすること。 イ 形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 （２）塔屋を設けないこと。 （３）建築物等の各部は、歴史的な街並みの良好な眺めを阻害しないものとする。こと。 （４）建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並みとの調和に配慮したものとする。こと。 （５）良好な通りの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。

（７）埋蔵文化財

京都市内には旧石器時代から江戸時代にかけての周知の埋蔵文化財包蔵地が約 790 箇所あり、これらの遺跡内で公共事業を除く建設工事や開発工事等を行う場合、文化財保護法第 93 条に基づき、工事開始（60 日前まで）に届出を行い、工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮し、調査（慎重工事、立会調査、試掘調査、発掘調査）を行う必要がある。

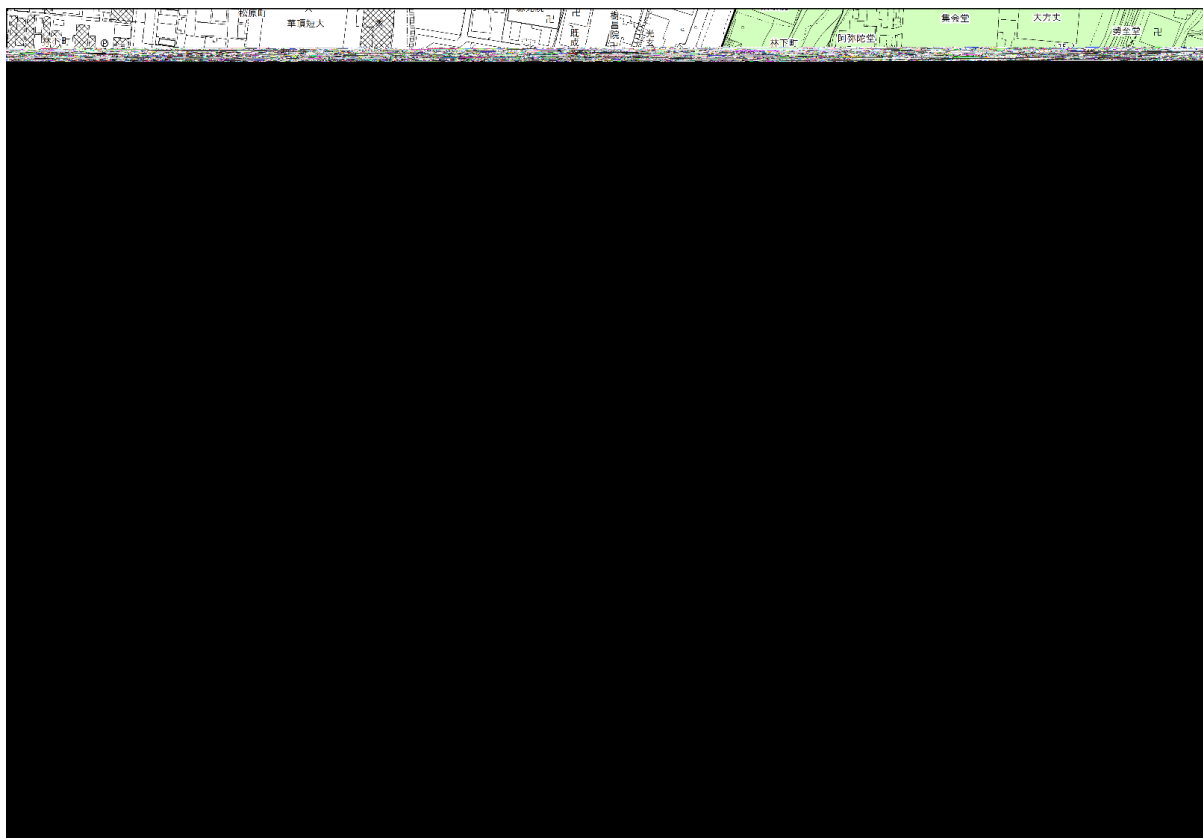


図 26 名勝円山公園周辺の遺跡詳細地図

出典：京都市資料を基に作図

表 13 史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳（円山公園関連部分）

遺跡番号	名称	時代	種別	所在地	備考
524	祇園遺跡	室町	散布地	祇園町北側	中世の陶磁器類が出土。
525	八坂神社	奈良	神社	祇園町 (北側・南側)	創立時期には諸説あるが、平安時代には奈良の興福寺を本寺として存在していた。明治以前は祇園社・祇園感神院と称する。

出典：京都市資料

表 14 工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮した調査の内容

種別	調査内容
慎重工事	遺跡へ影響を及ぼさないよう慎重に工事し、遺構・遺物を発見した場合は連絡。
立会調査	ガス管敷設等の線掘り工事や遺跡に与える影響の小さな小規模工事について、掘削の際に調査員が立ち会う調査。
試掘調査	遺跡の有無や残存状況の確認、開発事業との調整、記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間や経費等の算定のために行う調査。
発掘調査	工事により遺跡が破壊される場合に実施する調査。

出典：周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）